

# 『研究』地名佐伯

宮 下 良 明

(会員・佐伯市古江区)

佐伯史談一〇二号～一〇五号

海部と穗門と佐伯

佐脇貫一氏

佐伯史談一一一號

大神佐伯氏の出現 御手洗一而氏

佐伯氏一族の興亡 佐伯市教育委員会編集

以上は佐伯の歴史を研究する上で最も重要なと思われる

資料であるが、参考にはなつても幾つかの疑問があつて

分からぬところがある。海部の郡、佐伯莊、戸穴莊、  
或いは地名、佐伯の起り等に関しては、今後の研究課  
題としながらも、突込んだ検討が必要と一様に述べてい  
る。

五四五年頃は第二十九代欽明天皇から敏達天皇の飛鳥

時代であるが、この時すでに佐伯連の名が見える。

## 部民組織の成立

西暦五四五年頃、皇統第三十代敏達天皇のとき、百濟から鹿深の臣という者が弥勒石像一体を持ち帰り、佐伯連も同じく仏像一体をもたらした。

この時代、蘇我氏も稻目から馬子の代に移つて、馬子はこの仏像を一体とも貰い受け、自宅近くに仏殿を営んでこれを安置した。世にいう法興寺(飛鳥寺)である。

(伴)は宮廷に職業をもつて仕える氏人の構成団体で、その長が伴造、部は氏の隸属民で品部といふ。職業隸属民は五・六世紀の初め頃百濟から渡来した官司の制度である。部民制(二十二部)が入つた大和朝廷ではこの制度を取り入れ、部の字をつけて品部の制を設けた。  
大伴連、佐伯連のように伝統的な畿内の族長またけられた地名の謎に、万分の一でも近づければとの思いで探究した次第である。

## 大化前代

これらの伴が「今來漢人」によつて組織された（部）により古いことは自然に了解されるであろう。即ち今來漢人の集団的な渡来によつて、新しい技術民による（部）の組織が成立すると共に、古い近似的な（伴）の制度も部に再編されたからである。

氏姓制は部民制と共に成立し、その本質は職務の名を負い（負名の氏）これを世襲する氏に始まり、大王に従属し、朝廷で一定の身分を形成する民僚集団によつて担われたものといつてよからう。

以上から見ても佐伯氏族は古く語源の始まりはそれ以前であろう。しかし乍ら当佐伯の地名成立をこの時点に当てるにはまだ早いものと思うが？

### 岡山県佐伯町史について要約する

岡山県通史著者の、備前地名考によれば、「佐伯莊は天平神護二年（七六六）佐伯直」の居た所なり云々とあり、この時代に佐伯の語が出てくることに注目する必要がある。

佐伯の地名の発端はこの地に班置（註）された蝦夷の統治者としての佐伯にある。と書かれている。しかし、豊

後佐伯には蝦夷浮囚は班置されていないからこの説は当たらない。

### 広島県佐伯町史より

古代の中に中世以前の独自の歴史を探ることは非常に困難で、むしろ不可能としながらも日本武尊が東夷を征し、俘虜を連れ帰り……云々説につき、佐伯部を統領する伴造として佐伯直を管理に当たらせた。また、厳島神社（佐伯郡）の縁起に佐伯氏が祭祀権をにぎり、始祖佐伯鞍職（延暦十五年・七九六）を始め、代々安芸の国屈指の大族佐伯氏が厳島神社を掌握した。としている。祭神は九州宗像神社を祖としており、どちらも海部郷の地名であり、当佐伯地方の海部もほぼ同時代に設置されたものと思われ、偶然とはいかぬ共通点があるのでなかろうか。

姓氏録によれば、厳島の佐伯氏神主として佐伯左近将監親春の名が見えるが、承久の乱（一二二一）後、藤原姓大友氏が大宮司に任せられている。したがつて、佐伯市史中世史編の弘安岡田帳にいう左近將監にも、研究を加える必要があるのでなかろうか。

### 海部とは

全国には古代を通じて海部の地名が多く見られる。應神記に海部を設置したとあるが余りにも時代が古く、私は理解し難い。

次の図は古代海人（海部）の関係図である。これを見ると信州（長野県）のような山岳地にも海部郷があつた。（これは平成六年九月四日付けの毎日新聞に九州阿曇族の伝承として詳しく掲載されている）。



### 阿曇の連と海部

上代にはアマ  
延虫、白水郎、  
海士、海子、海人  
と呼ばれた特殊漁

民がいたことは古事記、日本書紀、  
万葉集、その他諸文献に見られると  
いう。魏志倭人傳にある倭の水入もそれであるうと

海部とは朝廷から特に指定された部曲即ち職業団体のようである。その海人達最大の根拠地は北九州であるが、年と共に居住地の移動は瀬戸内海沿岸一帯から大坂湾、四国、紀伊、豊後、伊勢志摩、尾張から中部関東の太平洋沿岸に及び、裏日本では山陰地方の丹波、若狭から能登さらに以東の海岸地帯にまで及んだ。彼等は主として綿津見神、豊玉彦命、宗像の女神、住吉の神などの海神

いわれている。允恭記に見える海人男狹磯の話を見て、彼等が潜水漁業に長じていたことが分かるし、万葉集中に「鮪つくと海人のともせる漁火の云々」とあるのを見れば、彼等は「モリ」または「ヤス」で魚を突くことが得意であったことが分かる。海人の記事が最初に見えるのは仲哀記に、神功皇后が新羅を討とうとした時、吾々の海人島麻呂を、磯鹿の海人名草が、先導のため遣わされた話である。これで見ると彼等は優れた船と航海術を身につけていて、大陸などとも交易していたらしい。

應神記によれば諸国の海人が騒めいて命に従わないのと、海人の豪族阿曇の連の祖、大浜の宿彌を遣わして騒乱を鎮めさせ、彼等の宰（長官）に任じたという記事でも察せられる。

海部とは朝廷から特に指定された部曲即ち職業団体のようである。その海人達最大の根拠地は北九州であるが、年と共に居住地の移動は瀬戸内海沿岸一帯から大坂湾、四国、紀伊、豊後、伊勢志摩、尾張から中部関東の太平洋沿岸に及び、裏日本では山陰地方の丹波、若狭から能登さらに以東の海岸地帯にまで及んだ。彼等は主として綿津見神、豊玉彦命、宗像の女神、住吉の神などの海神

を奉じ、漁撈に従事しつゝ各地に漂泊、寄寓したらしい。

こうした延虫の居住した地域は、海土、海府、海部、余目、安蒲、阿万部などと呼ばれ、豊後の南北海郡、阿波、土佐、尾張、佐渡の海府等各地に地名を残している。一方、宰領家であった阿曇の名を残している土地も少なくない。

### 阿曇の地名

古代に阿曇族が海部を統率した伝説は述べた。これによつて彼等が残した地名を挙げると次の通りと推察される。

山形県温海町、愛知県渥美（郡・町）、静岡県熱海市、長崎県浅海湾等であるが、本県では上浦町浅海井、別府市朝見等が推定されている。

古代では航海の途上欠くことのできない飲料水の補給場所を同族のため印付けた地名が、千幾百年を経て今日転写されたものであると言われ、十分検討に値する。

### 古代佐伯姓の発祥

#### (一) 蝦夷の隼人

和銅二年（七〇九）左大弁巨勢磨呂を陸奥鎮東将軍に、民部大輔佐伯石湯を征越後蝦夷將軍に任命。

## (二) 続日本記

大宝二年（七〇二）薩摩地方の隼人達が反乱を起し、元正天皇の養老四年（七二〇）にも再び反乱を起す。

### 広嗣の謀叛

天平十二年（七四〇）秋八月二十九日、大宰小式藤原広嗣が叛き、大将軍大野東人、從五位上佐伯常人、從五位下阿部虫麻呂の兩人も勅使として軍に加わった。

### 大仏開眼供養

天平勝宝四年（七五二）聖武天皇大仏開眼の時、從五位下文伴伯麻呂、從五位上佐伯全成刀を執つて久米舞を舞う。

### 宝龜六年（七七五）

遣唐大使に佐伯今毛人が任命された。

### 神護景雲元年（七六七）

佐伯宿禰久良麻呂が豊後守に任命された。久良麻呂については地名に関係すると思われる所以後述することにする。

(一)

## 豊後風土記と海部の郡

出雲風土記には靈龜元年（七一五）の式により、里

**佐伯宿禰久良麻呂** さえきのすくねくらまろ 八世紀後半の官人。名は久良万侶にも作る。天平勝宝二年（七五〇）四月の「美濃國司解」に正七位上少掾として署名している。天平宝字八年（七六四）十月、藤原朝臣仲麻呂追討の功により正六位上から従五位下に昇叙。神護景雲元年（七六七）八月、豊後守。宝亀二年（七七二）七月、民部少輔に任せられた。同五年正月、従五位上を授けられ、七月、近江介となり、同七年五月には陸奥鎮守権副將軍を兼ねた。同八年十二月の陸奥鎮守將軍紀朝臣広純の奏言によれば、出羽国の軍が志波村（出羽国とする説もあるが、のちの陸奥国斯波郡（岩手県紫波郡・岩手郡・盛岡市の一帯）か）の賊に敗れたので、久良麻呂を鎮守権副將軍に任じ、出羽国を鎮めさせたという。同九年二月、春宮亮となり、九月、征夷の功により従五位上勲七等から正五位下勲五等に昇叙。天応元年（七八一）正月、正五位上、四月、従四位下を授けられ、五月には中衛中将に任せられた。同二年二月、丹波守を兼ね、六月、丹波守兼任のまま衛門督となつた。延暦三年（七八四）五月、遷都に備え藤原朝臣小黒麻呂とともに山背国乙訓（おとくに）郡長岡村（京都府向日市）の地を視察した。同四年八月、従四位上に進み、同五年正月、左京大夫、九月、太和國班田右長官となつた。なお、神護景雲元年（七六七）豊後守となつた佐伯宿禰久良麻呂が海部郡（大分県北部・南海部郡・白水市・津見久見市・佐伯市と大分市的一部分に住して威を振る、のちこの地に佐伯院、佐伯莊（大分県佐伯市と南海部郡の大半）が設けられたといふ。

### 佐伯宿禰久良麻呂の歴歴 (日本古代民族人名辞典)

を改めて郷となすとあり、五十戸一里の制は五十戸一郷制となり、その下に三つ程度の里が設けられた。  
**(二) 天平四年（七三二）** 藤原宇合が西海道（九州）の節度使に任せられた時、豊後・肥前の風土記が完成されたのも決して偶然ではないと思う。按察使に任せられたグループこそ、風土記撰集の中心的人物であつたことを示すものと考えてよいだろう。

**(三) 神護景雲元年（七六七）** 豊後守となつた佐伯宿禰久良麻呂が、海部の郡に任せられて威を振る、のちにこの地へ佐伯院、佐伯莊が設けられたといふ。

**(四) 天平四年（七三二）** 豊後風土記と肥前風土記が完成

風土記が選上された天平十二年（七八〇）頃になつて、豊後海部の郡の実態は、ようやく明るくなつてきたようである。既に白水郎が歌を詠む程開けていたことを念頭に置かなければならないと思う。海部に居住し海から産物を取つて生活するから白水郎で、その居住する所を海部の郡といった一見当たり前のようでも意味は奥深いものがある。只、海岸を離れた山間地域は想定外に見なければいけないと思う。現在と比べて人口

ることができなかつた時代であつたと考えれば、早くから海岸部の方が開かれたことにより、海人の住む土地を海部の郡と名付けたことも理解できる。

### 穂門郷の小里

豊後風土記には海部の郷四所、小里一十二、駅一所、烽二所と記されているといふ。

穂門郷とは概ね津久見以南をさすものと思われるが、里までは記載されておらず、推定する以外はない。しかし、確実視される地名が三ヶ所程あるのでこれに触れて見たい。

(一) 戸穴

戸は門も同じで水が流入する戸口を示す。

穴は古代用語では場所を意味するという。戸穴区内の地名も一風変わつてゐる。一例をあげれば首山(古墳)、安察使、船倉(屯倉)、テンコウ(古墳)、五



戸穴遠景

丁(後長)等佐伯院の所在地として推理するに足る重みを持つた地名が多い。

### (二) 浅海井

古代の海人阿曇族が航海の途上最も大切にした海井をおいて外にはある穂門郷でも佐伯湾内の浅海井を転訛して浅海井となつたのではあるまい。

その阿曇が転訛して浅海井となつたのではあるまいか。



曉嵐の滝と扶搖公子の碑

### (三) 千怒

警護の役目を司り武器類を作る所鍛冶即ち千怒である。カジヤの地名と共に古代からマンガンを産出した鉱山の跡があるという。

この三地域を結ぶ古代道が彦岳を中心に通じていて距離も近い。

### 烽二所

千二百年の昔海部の郡に「ノロシ」を揚げる場所が二ヶ所あつたといふ。地形は海の方から眺めるとよく分かる。大方は軍事用であろうから外敵、事故等の危険を知らせるに最も適した所をあげねばならない。

当時大和と当海部の郡との繋がりを結んで考えるとすれば、隼人対策と浮囚の動き等を未然に征圧した防止するためには、海上交通は欠くことのできない重要なものであった。したがつて、豊後水道域では佐伯・津久見をまたぐ彦岳山頂が、「ノロシ」の場所としては最適地と思ふ。

### 佐伯院

海部の郡にあつたといふ佐伯院の所在は諸説があつて未だ確認に至っていない。天慶の乱が史上初見と言われ

るが、それまでに佐伯院がなかつたということではない。むしろ記録がなかつたといふべきであろう。

佐伯部は強大な軍事力を有した集団で、古代大和王朝期に重要な地域に配されて地名をつくつた。しかし、佐伯は当時それ等の地域には入つておらず、地名の発生原因からは外してもよいと思う。

### 神護景雲元年（七六七） 豊後守となつた佐伯宿禰久良

麻呂が、海部の郡に居住して威を振い、のちこの地に佐伯院、佐伯荘が設けられたといふ。これ等は今までに叙述されてきた史書に示す通りで、今はこれを信用する外はないと思う。久良麻呂の時代（七六七）より天慶の乱（九四一）まで二世紀の間に海部の郡に佐伯院が設けられ、のちになつて佐伯の地名がつけられたものと思う。

### 佐伯莊

莊とは草が生い立つの意、つまり山野が開発されて植物が生産される土地をいう。

摂関家と閑白が政治をにぎつた十世紀後半から、院政が開始された十一世紀後半までの約百年間を摂関政治（藤原時代）と呼び、院政とは天皇の力が弱く上皇が代わつてその居所（院）で政治を行なつたことを言い、十

一世紀から平氏が滅亡した十二世紀の後半までをいう。

こうした摂関、院政政治の行なわれた約二百年以前から、公領として設置されていた穂門郷戸穴（つまり佐伯

莊が自然に海岸から移行して佐伯莊となつたが、本家職けいしょく（公室領）八条院領であることには変わりなかつたようだ。

院の所在地ではなかつたかと推定される所）から、番匠川流域へと開発が徐々に進んで荘園化され、後世佐伯院の名を取つて佐伯荘と命名されて皇室領（公領）として立券（莊園に不輸、租特權を与える手續）され

（これによつて成立した莊園を官省領地とし）た。したがつて、これまでの戸穴領は自然に佐伯莊の中央埋没し消滅していつたものと思う。

ともあれ、皇室では初期の豊後国戸穴の名をそのまま継承して文書に記載していたものであろう。これは佐伯氏一矢の興」(教育委員会編)に司惑である。

これまでに八条院領豊後戸穴という地名があつたことと  
を認めず、撰関領戸次の間違いであるとした学会の記録  
報告だけにとどめて、戸穴佐伯荘の研究をしなかつたことは大きな誤りといえよう。

天慶の乱後から時代の流れと共に番匠川流域へと開拓

の波が移行して莊園化され、穂門郷当時の佐伯院役所名をとつて後世の佐伯莊が立券された。したがつて、戸穴

治承三年（一一七九）に賀来莊下司讃に補任されたとする佐伯惟家（佐伯氏一族の興亡）と、由原八幡宮司の

裁判云々説の考察について、治承三年頃は平家の頂点ではあるが、翌四年にはすでに源頼朝が伊豆で兵を挙げて、この時代は荘園支配の変動期といわれ、没官されて新しい領主交替の激しい時期であるが、八条院領の実質的支配者、平ノ頼盛と御家人佐伯惟家の関係は、頼盛が大宰ノ大式の当時より保たれていたものと推測できる。

### 大神系佐伯氏

大神系佐伯氏が佐伯荘に進出して勢力を伸ばした年代は定かでないが、白杵氏四代のあとというから（佐伯市史）、それは十二世紀の半ばにあたる。佐伯氏系図も二統あつてどちらを信じてよいか分からぬ。

また、初代惟家が下司職に任せられたとあるが、職制は次の通りで下司職は荘園の領主ではなかつた。

それは本家—預所領家—地頭—下司職—公文となつており、下司職は荘民と接触する下位の役人である。したがつて、佐伯氏は荘園を支配する立場ではなかつた。

弘安図田帳（一二八五）に記す本荘百二十町は公領即ち皇室領を意味する。したがつて、八条院の豊後戸穴を延長したものが佐伯荘となつたのであろう。

承久の乱（一二二一）で討死したとする佐伯將監は、大神系佐伯氏の系列ではなかつたのではないか、理由として下司職に左近将監の位はどう考えても高すぎる。また、三重町史にいう菅尾石仏の佐伯惟貞建立説と、市辺田八幡社縁起には佐伯讚岐守惟通などの名が見えるが、二人共佐伯氏系図には載っていない。一方、佐伯氏初代惟康から十代惟沿まで三百年間が、僅か十代というのも納得し難い。佐伯氏については今後の研究課題として、

史談会で取り上げても良いのではないか。

最後に佐伯の地名発祥の源として、佐伯久良麻呂を挙げたい。彼が豊後守に任せられて海部ノ郡に居住するまでは、佐伯の地名はなかつたものと思う。大方風土記にいう豊後海部の郡の内一十二という集落の名がそれまでの地名ではなかつたろうか。疑問を抱く一人である。

註

日本書紀によれば、<sup>イリマ</sup>ピ間（播磨）安芸、<sup>アワ</sup>阿波、<sup>サヌキ</sup>讃岐、<sup>イヨ</sup>伊予の五ヶ国に、蝦夷の俘虜を連れ帰つて置いた。

この統治者が佐伯の姓である。しかし、佐藤藏太

郎著「佐伯志」では、若し豊後国に蝦夷の俘囚を置いたとすれば、先の五ヶ国と共に、豊後国の名稱も加わえていたはずである。日本書紀に豊後国を記名していないのは俘虜や、佐伯部を班置されなかつたと見てよい。

したがつて、五ヶ国から俘囚の分派に依つて佐伯地名発生説は、的を射てない。

### 参考にした図書

- 佐伯市史 佐伯市教育委員会  
佐伯史談 佐伯史談会  
佐伯氏一族の興亡 佐伯市教育委員会  
日本史研究 山川出版社  
日本莊園史（二） 吉川弘文館  
日本の歴史 中央公論社  
常陸風土記による古代 学生社  
日本古代氏族人名辞典 吉川弘文館  
日本史小百科神社神話傳説辞典 東京堂出版社  
岡山県佐伯町史 佐伯町教育委員会  
広島県佐伯町史

これは何に使われていたものでしょうか？

1. 直径は約40釐位
  2. 焼きは屋根瓦と同じ
  3. 蓋には穴（矢印し）が3ヶ所ある
  4. 足は獅子頭で4本
- 御存知の方は編集部まで

